学校いじめ防止基本方針

令和８年度　国府台小学校

教職員・保護者向け資料

1　いじめ防止対策の基本理念

(1) いじめの定義

「**いじめ**」**とは**、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

（いじめ防止対策推進法第２条の規定による）

(2) 基本的な考え方

いじめを行わせない	早期発見・迅速対応	認識の徹底
いじめ問題に関する児童の理解を深め、いじめを行わない・放置しない意識を育てる	家庭・地域・学校その他関係者の連携のもとで早期発見・適切かつ迅速な対応を行う	いじめは全ての学校・学級・児童に起こりうる問題であるという認識を持つ

認識すべき重要事項

- ✔ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する
- ✔ いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える
- ✔ いじめは、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある
- ✔ いじめは、全ての児童・学級・学校に起こりうる問題である
- ✔ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない
- ✔ いじめの様態は様々であり、事実の発見が難しい問題である
- ✔ いじめは、解消後も注視が必要である

2　いじめの未然防止について

(1) いじめゼロ・許さない学校・学級づくり

事後対応から未然防止へ	問題が発生してから対応するのではなく、問題が発生しにくい環境をつくる「未然防止」の考え方を基本とする
意識の徹底	「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底させる。傍観・はやし立ても同様に許されないという認識を持たせる
報告の正しさを伝える	いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童に定着させる
豊かな人間関係の育成	学校教育活動全体を通して、思いやり・尊重・生命や人権を大切にする態度を育て、友情・信頼関係を醸成する

(2) いじめ問題の対応に必要な大人の姿勢

人権意識の向上	人権意識を高め、差別的発言・児童を傷つける発言・体罰を厳に慎む
組織的対応	いじめ問題には必ず組織として対応する
情報の受け止め	自分の目だけでなく、児童・保護者・他教職員からの情報を真摯に受け止め対応する
相談体制の周知	教職員・カウンセラー・保護者等、いじめ相談ができる体制があることを周知する

(3) 未然防止に向けた具体的手立て

▶ 児童の自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める
▶ 生徒指導の機能を生かした授業づくり（自己決定・自己存在感・共感的人間関係作り）
▶ 自他を尊重する態度・人権を守る態度の育成等、道徳の授業を充実させる
▶ 児童会活動・学校行事等で児童が主体となったいじめ防止の取り組みを行う
▶ 「命を大切にするキャンペーン」等を活用し、生命・人権を尊重する取り組みを行う

3　いじめの早期発見について

① アンケート	② 面談	③ 相談・連絡
▶ 年３回以上、学校生活アンケートを実施 ▶ インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける	▶ アンケートをもとに面談を実施し、人間関係や悩みを把握 ▶ 希望する時は即時面談を行う ▶ 保護者対象の教育相談を年３回実施	▶ 校長・教頭・教務・担任・生徒指導主任・養護教諭・ミライサポーター等が相談窓口 ▶ 多くの教職員で見守り、日常的に情報交換・記録・報告を行う

4　いじめ防止等の対策のための組織

組織名称	心部会（下部組織：各学年）
構成員	校長・教頭・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター 不登校対策主任・道徳教育主任・福祉教育主任・特別活動教育主任 ミライサポーター・院内学級担任・各学年１名 ※基本方針策定や緊急対処の際はスクールカウンセラー等を加え、柔軟に定める

組織の役割

学校いじめ防止基本方針の策定	いじめの相談・連絡の窓口
取組の実施・年間計画の作成・実行・検証・修正	いじめ疑いに関する情報の収集・記録・共有化
緊急会議の開催・事実関係の聴取	保護者との連携

5　いじめが発生した際の対処

(1) いじめられた児童への対応

最重要：「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える

- ▶ 担任だけでなく他の職員により組織的に事実関係の聴取を行う
- ▶ 児童の悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢を持って対応する
- ▶ 友人・家族・教職員・地域の人等と連携し、安心して学校生活を送れる体制を作る
- ▶ 必要に応じ保護者へ事実関係を伝え、児童の不安を除去し、安全を守ることを伝える

(2) いじめている児童への対応

- ▶ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う
- ▶ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止措置をとる
- ▶ いじめてしまう心情を聞き、心の安定を図る指導をするとともに「いじめは絶対に許さない」姿勢で臨む
- ▶ 必要に応じ保護者へ連絡し、学校・保護者・関係機関が連携して対応する
- ▶ 保護者に対して継続的な助言を行う

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ▶ いじめを見ていた児童に、自分の問題として捉えさせる
- ▶ 止められなくても「誰かに伝える勇気」を持つよう伝える
- ▶ 同調・はやし立ては「いじめへの加担」であることを理解させる
- ▶ 全ての児童が互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるよう、集団作りを進める

6　重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第 28 条より）

① 生命・心身・財産への重大な被害	② 相当期間の欠席
自殺の企図／精神性疾患の発生／身体への重大な被害／金銭を奪い取られた	いじめにより長期欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態への調査対応

- ▶ 緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する
- ▶ 市教育委員会に報告し、委員会の指導のもと調査等を行う
- ▶ 全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係の把握とメンタルヘルスケアを行う
- ▶ いじめを受けた児童及び保護者に対し、真摯に情報を提供する（個人情報保護法等を踏まえること）

(3) 重大事態の報告

- ▶ 重大事態が発生した旨をすみやかに市教育委員会に報告する
- ▶ 調査結果を教育委員会に報告し、指導のもといじめ問題解決に必要な措置を講ずる
- ▶ 児童の生命・心身・財産に重大な損害があると判断したときは、すみやかに所轄警察署に通報し、援助を求める

7　公表・点検・評価等について

公表	学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する
点検・評価	いじめの発生防止・早期発見・発生時の対応に関する取り組みについて、学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する 評価結果をもとに、次年度の方針を見直す（PDCA サイクルの実施）

P　計画	D　実施	C　評価	A　改善
いじめ防止基本方針の策定・年間計画の作成	取り組みの実施（アンケート・面談・道徳教育等）	学校評価への組み込み・取り組みの評価	次年度の方針見直し・改善策の実施